



各入札執行要綱及び競争入札参加者心得を改正しました

令和4年2月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用

入札事務の効率化や簡素化を図るため、関係要綱等の改正を行いました。

1 課税事業者届出書提出の廃止

落札者が免税事業者の場合のみ、免税事業者届出書を提出することとします。なお、提出がない場合は課税事業者として扱います。

2 入札参加資格確認書類等の提出方法の拡大

事後審査型の「確認資料及びその他必要な資料」、標準型の「その他必要な資料」の提出について、電子メールやファイル転送サービスでの提出を可能としました。

※電子メールやファイル転送サービスでの提出について

確認資料等は「PDF形式」で提出してください。複数ファイルの場合は、「ZIP形式」で1つにまとめてください。

※ファイル転送サービスによる提出について

提出するデータ容量が大きい場合は、ファイル転送サービスによる提出もできます。入札参加者からご連絡をいただいたのち、発注者からシステムのURLを記載した電子メールを送信しますので、このURLからログインし、提出してください。セキュリティ上、県のシステムの利用のみとなります。

※詳細については、発注者から送付される落札候補者通知等に記載された方法を確認の上、提出をお願いします。